

公立大学法人高崎経済大学職員の任期に関する規程

平成23年度

規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成23年度規程第24号）第6条第3項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学において任期を定めて採用する職員の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織等)

第2条 任期を定めて採用する職員の組織、職種、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 この規程により任期を定めて採用しようとするときは、同意書(様式第1号)により採用される者の同意を得なければならない。

(再任の審査)

第4条 この規程により採用された職員の再任は、当該任期中の業績及び勤務成績に基づき行うものとする。

(公表)

第5条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日第37号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組織		職	職務内容	任期	再任に関する事項
学部 研究科 附属機関		教員	1 特定の課題に関 わる教育研究業務 2 特定の計画に基 づく期間を定めて 行う教育研究業務	3年を超 えない範 囲内	再任可。ただ し、任期は通算 して5年を超 えない範囲内 とする。
事務局		事務職員	理事長が特に必要 があると認める業務	3年を超 えない範 囲内	再任可。ただ し、任期は通算 して5年を超 えない範囲内 とする。

様式第1号（第3条関係）

## 同意書

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長 様

氏名 \_\_\_\_\_

私は、公立大学法人高崎経済大学 \_\_\_\_\_ に採用されるに際し、  
公立大学法人高崎経済大学職員の任期に関する規程に基づき、下記の任期により雇用されることに同意いたします。

記

年 月 日から 年 月 日まで

※ \_\_\_\_\_ 部分には、組織名及び職名を記入してください。